

【 検査 】

535 HBs抗体定性、HBs抗体半定量又はHBs抗体 of 算定について

《令和7年5月30日》

○ 取扱い

- ① B型急性肝炎に対するD013「2」HBs抗体定性、HBs抗体半定量又は「3」HBs抗体 of 算定は、原則として認められる。
- ② 次の傷病名に対するD013「2」HBs抗体定性、HBs抗体半定量又は「3」HBs抗体 of 算定は、原則として認められない。
 - (1) 肝機能障害又は肝障害のみ
 - (2) 肝炎疑いのみ
 - (3) 急性肝炎のみ
 - (4) 慢性肝炎のみ
 - (5) ウイルス性肝炎疑い
 - (6) B型肝炎疑い
 - (7) C型肝炎疑い
 - (8) C型肝炎の診断時
 - (9) C型肝炎の経過観察
 - (10) C型急性肝炎
 - (11) C型慢性肝炎
 - (12) 肝硬変疑いのみ

○ 取扱いを作成した根拠等

HBs抗体は、B型肝炎ウイルスの感染既往を示すとともにB型肝炎ウイルスに対する中和抗体の存在を意味している。このため、B型肝炎急性肝炎に対するHBs抗体測定は、B型肝炎ウイルスに対する免疫の成立状況を把握する上で有用である。

以上のことから、B型肝炎急性肝炎に対するD013「2」HBs抗体定性、HBs抗体半定量又は「3」HBs抗体 of 算定は、原則として認められると判断した。

一方、上記のHBs抗体測定の意義から、②の傷病名に対しては、当該検査は必要性を欠いており、原則として認められないと判断した。